



令和5年10月発行

ごあいさつ



一般社団法人 千葉県獵友会 会長 鈴木 理之

皆様には、日頃より獵友会の事業活動に深いご理解とご協力を賜りまして、誠に有難うございます。

さて、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されておりましたが、計画したフィールド射撃大会等の行事や受託事業等につきましては、感染防止対策を取りながら、予定どおり実施することができましたのも、会員の皆様の努力と、ご協力はもとより、県並びに県警当局のご指導とご支援の賜物と、本席をお借りし深く感謝いたします。

また、無事故・無違反は我々ハンターの共通の願いであります、昨年度は、保護区での発砲、用途欄の不備、イノシシによる逆襲等の報告が相次ぎました。

どのような場合でも、基本理念を忘れず、安全狩猟の基本である『獲物の確認』『矢先の安全確認』『脱砲の励行』に努めていただき、獵果に焦らず「今日がだめなら明日があるさ」のゆとりある狩猟・有害捕獲を心掛け、無事故・無違反を目指してまいりたいと思います。

更には、狩猟をめぐる社会環境も年々変化して、個人の趣味の活動から野生鳥獣による生活環境の侵害を防止する有害鳥獣捕獲活動を社会から要請される立場になり、会員の皆様の献身的活動に対して大きな称賛を寄せられるようになりました。社会の要請に応え『森の守り人』として安全で迅速な捕獲ができるよう会員の皆様と知恵を結集してまいりたいと考えているところです。

最後に、法の遵守はもとより、獵銃の安全な取り扱い、狩猟マナー、モラルの徹底等を再度していただき、気持ちよく獵期を終わらせていただきたいと祈念しております。

安全狩猟のために

『狩猟者は、狩猟の意義を再確認し、世人から信頼される存在になるよう心掛けて行動しよう。』

1. 矢先の確認

- 周囲の安全を常に注意する。



2. 獲物の確認

- 獲物が見えないときは、発砲しない。
- 『人かもしれない』の注意を常に持つこと。



3. 脱包の確認

- 弾の装填有無を常に確認する。



4. 経験や体力を過信しない

- 常に基本を守り、体調変化にも注意する。

5. 獣犬の管理徹底

- 獣猟犬の取扱いには、特に注意すること。

6. 獣野は他人の土地との認識を持つこと

- 法の制限の有無に関らず、他人に不快感を抱かせる行為はしないこと。

7. 安全狩猟用帽子・ベスト着用の徹底を



獵銃・装弾の保管、管理は厳格に

令和5年度 狩猟及び鳥獣行政の動向について

千葉県自然保護課狩猟・保護班

千葉県獵友会会員の皆様には、日頃、狩猟及び有害鳥獣捕獲等の鳥獣行政の推進に多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、安全な狩猟の推進や事故防止に向け、各種対策を講じているところです。こうした中、昨年度は通学バスの誤射や猟犬による事故などの不適正な事例もあり、このような事例を防止するには日頃から法令遵守や事故防止の意識を常に持ち、発砲前の矢先の確認はもちろん、自らの安全のためでもある識別し易い猟装の着用等、安全確保を徹底する必要があります。

一方、有害鳥獣による農業等への被害は深刻な状況が続いているおり、県全体で毎年数億円の被害が生じています。また、イノシシによる豚熱の感染拡大も懸念されるところです。

こうした様々な課題に対し、県では獵友会と連携し、以下のとおり事業を進めてまいります。今年度も引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

1 野生鳥獣の保護対策について

(1) 鳥獣保護区等の指定

県では、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、今年度も鳥獣保護区の指定等を進めています。各鳥獣保護区等の区域は、県が発行する最新のハンターマップにより御確認をお願いします。

(2) 国による狩猟鳥獣の捕獲禁止

メスヤマドリ、メスキジについては、全国で捕獲が禁止されています。

(3) 県による狩猟鳥獣の捕獲禁止

県では、キツネの捕獲を禁止しています。また、オスヤマドリについては、1月16日から2月15日までの期間における捕獲を禁止しています。

2 狩猟の適正化対策について

(1) 鳥獣保護管理員の設置

狩猟事故や違反の防止など、狩猟の適正化を図るため、県下に106名の鳥獣保護管理員を設置しています。現地で不明なことがありましたら、お気軽に御相談願います。

(2) 危険猟法の禁止など

爆発物、劇薬、据銃、落とし穴、吊り上げ式くくりわななどの危険な猟法は禁止されています。また、とらばさみと一部のくくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるものなど）が禁止猟法に指定されています。

ただし、県では、平成29年度の猟期から、イノシシ、ニホンジカを狩猟で捕獲する場合、足くくりわなに限り輪の直径15cm以下のものが使用できます。

(3) 網猟・わな猟に係る標識の設置義務

網・わなの狩猟者登録を受けた者は、法令に基づき、使用する猟具ごとに住所、氏名、狩猟者登録証に記載された知事名、登録年度及び登録番号を、一字の大きさが縦横1センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を付ける義務がありますので、遵守してください。

(4) マナーの遵守

令和4年度狩猟期の通報等の件数は、事故が3件、苦情が22件、行政への違反通報が11件ありました。

主な苦情は、銃猟への不安、狩猟マナーに関するもの、猟犬に関するものなどでした。

また、違反通報は、公道上での狩猟、保護区内での狩猟などでした。

これらの行為は、狩猟者全員に迷惑をかけることとなりますので、ルールやマナーは守ってください。

3 狩猟による有害鳥獣の捕獲推進について

(1) 知事賞の交付

県では、生態系や農林作物に特に有害性を発現する鳥獣の捕獲を狩猟期間中に推進するため、各単位獵友会が主催する有害鳥獣捕獲競猟会の成績優秀者に対し、知事賞を交付しています。

(2) 狩猟税の軽減

以下に該当する方の狩猟税が軽減されます。

- ・登録申請日に県内の市町村長から対象鳥獣捕獲員に指名又は任命されている方
⇒非課税

- ・登録申請日に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で従事者証の交付を受けている方
⇒非課税

- ・登録申請日前1年以内に有害鳥獣捕獲許可を受け県内で有害鳥獣の捕獲等を行った実績のある方
⇒半額

- ・登録申請日前1年以内に従事者として従事者証の交付を受け、県内での有害鳥獣の許可捕獲を行った実績のある方
⇒半額

なお、申請方法については、各単位獵友会にお問い合わせください。(場合により減免にならないことがあります。)

4 C S F (豚熱) の感染拡大防止について

令和2年6月に茨城県取手市の野生イノシシから豚熱が確認されたことから、千葉県では防疫措置を強化しています。有害鳥獣捕獲及び狩猟を行う際には県内での感染拡大防止のため、捕獲したイノシシや器具、車両の消毒等の防疫措置に御協力をお願いいたします。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業について

県では、イノシシ及びニホンジカによる農業被害や生態系被害の抑制を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しています。引き続き御理解と御協力をお願いします。

(1) イノシシ

県北部（銚子市、旭市、成田市、印西市、香取市、東庄町、栄町及び神崎町）

県中部（千葉市、市原市、東金市、大網白里市及び山武市）

(2) ニホンジカ

県中部（市原市、大多喜町）

県南部（君津市）

6 特定外来生物対策について

県内に生息する特定外来生物（鳥獣）のうち、アカゲザルとその交雑種、アライグマ、キヨンについて、外来生物法に基づく防除実施計画をそれぞれ策定し、防除事業を実施しています。これらの特定外来生物の防除につきましても、御理解と御協力をお願いします。

県 警 だ よ り

ストップ猟銃事故！！

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課



～令和5年度狩獵期間～

令和5年11月15日(水)～令和6年2月15日(木)

令和4年度の狩獵事故

○ 全国の人身事故発生状況

狩獵等に起因する猟銃等に係る人身事故は、発生件数9件（前年度比+3件）、死者1名（前年度比±0名）、重傷者3名（前年度比-1名）、軽傷者5名（前年度比+4名）でした。この人身事故の原因別として、暴発5件（前年度比±0件）、矢先の安全不確認3件（前年度比+2件）、誤射1件（前年度比+1件）、その他0件（前年度比±0件）でした。

※ 重症：全治1か月以上の傷害

○ 千葉県の発生状況

県内では、人身事故0件（前年度比±0件）、違反6件（前年度比+6件）でした。

事故防止のポイント



- ・ 銃を発射する前に周囲の安全を確認する。
- ・ 常に
「獲物ではなく人かもしれない」
「背後に人がいるかもしれない」
という最悪の事態を想定して矢先を慎重に確認する。
- ・ バックステップがない場所では発射しない。



令和4年度の千葉県警察に対する苦情

令和4年度の狩獵期間中、千葉県内における110番通報及び管轄警察署への通報は、54件でした。禁猲区は昨年と同一とは限りません。必ず最新の地図で確認して下さい。

| 苦情内容 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減 |
|---------------|-------|-------|-----|
| 取締り要望等に関すること | 20 | 14 | +6 |
| 狩猲区域に関すること | 11 | 5 | +6 |
| 流れ弾に関すること | 7 | 4 | +3 |
| 狩猲者のマナーに関すること | 6 | 3 | +3 |
| その他 | 10 | 4 | +6 |
| 計 | 54 | 30 | +24 |

猟銃事故を防止するために

令和4年度に全国で発生した人身事故9件中5件が年齢60歳以上（平均年齢58歳）、4件が猟銃所持歴30年以上（平均は約27年）の所持許可者によるものです。また、期間中の違反件数は58件（前年度比+17件）、違反者57人（前年度比+14人）に達し、違反者の平均年齢は約65歳であり、平均所持歴は約27年でした。

銃の危険性を忘れることなく、慣れからくる油断を払拭し、基本に立ち返って猟銃を取り扱うとともに、事故を防止するため、狩猲に用いる猟銃ごとに射撃練習を行い、射撃技能の維持向上に努めてください。



「拳銃110番報奨制度」

～拳銃のない安心・安全な千葉県に～



全国統一フリーダイヤル

ジユウ ミナナシ

0120-10-3774

警察では銃器犯罪の根絶に向け、違法銃器の押収や被疑者の検挙に努めるとともに、銃器犯罪に関する暴力団などの犯罪組織の壊滅に向けた対策を強化しており、拳銃に関する情報提供のための『拳銃110番報奨制度』についても周知を図っています。

この制度は、県民の皆様方から広く拳銃情報を募り、寄せられた情報に基づいて拳銃を押収し、かつ、被疑者検挙に至った場合には『押収銃器1丁につき10万円』を目安として報奨金が支払われるというもので、匿名による通報も受け付けています。

違法銃器の摘発には、県民の皆様から寄せられる通報や情報が欠かせません。断片的な情報でも構いませんので、情報提供をお願いします。

「匿名通報ダイヤル」

～安心な社会を創るための匿名通報事業～

とくめいつうほう

やつてサンキュー

0120-924-839

匿名通報ダイヤルとは、警察への通報に踏み切れない事案（主に被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪）についての通報を匿名で受け付け、『通報者に対して貢献度に応じ、最大で10万円』の情報料を支払う事業であり、これらの情報を犯罪捜査に役立てようとするものです。対象事案については、以下のとおりです。

- ・暴力団が関与する犯罪・犯罪インフラ事犯・薬物事犯・拳銃事犯
- ・特殊詐欺・少年福祉犯罪・児童虐待事案・人身取引事犯 等

皆様からの情報提供をお願いします。

24時間オンライン受付

<http://www.tokumei24.jp> (パソコン)

<http://www.tokumei24.jp/i> (モバイル)

電話受付

(通話料無料)

月曜日～金曜日

9:30～18:15



《拳銃や薬物に関する情報の連絡先》

○最寄りの警察署・交番・駐在所

○千葉県警察本部薬物銃器対策課 ☎ 043-201-0110 (代表)

事務局だより

令和5年 通常総会の概況

本年の通常総会は、令和5年7月28日（金）千葉市内「京成ホテル・ミラマーレ」において開催されました。

功労者表彰

| 表彰名 | 氏名 | 所属獣友会 |
|------------|--------|-----------|
| 千葉県知事感謝状 | 熱田富雄 | 匝瑳獣友会 |
| 大日本獣友会長表彰状 | 古藤 覚 | 木更津獣友会 |
| | 椿 直行 | 匝瑳獣友会 |
| | 山口 幸一 | 印西獣友会 |
| | 京久保 俊仁 | 夷隅郡市獣友会 |
| 千葉県獣友会長表彰状 | 野平博司 | 千葉市獣友会 |
| | 福原康吉 | 市原市獣友会 |
| | 小山公明 | 習志野八千代獣友会 |
| | 村越政夫 | 君津獣友会 |
| | 加瀬元吉 | 安房獣友会 |
| | 横山 境 | 夷隅郡市獣友会 |
| | 小高昌弘 | 長生郡市獣友会 |
| | 木村勝利 | 東金地区獣友会 |
| | 荒品 昇 | 銚海獣友会 |
| | 小林 操 | 匝瑳獣友会 |
| | 椎名三郎 | 香取郡獣友会 |
| | 吉岡智壽 | 佐原獣友会 |
| | 津志田榮次 | 香取東部獣友会 |
| | 田中弘司 | 佐倉獣友会 |
| | 鵜澤重喜 | 印西獣友会 |
| | 神津邦男 | 東葛飾郡獣友会 |
| | 畠山恭一 | 市川獣友会 |
| | 福永憲一 | 船橋獣友会 |
| | 小川 司 | 柏獣友会 |
| | 松本和久 | 野田獣友会 |

令和4年度無事故無違反表彰

| | |
|---------|-------------------|
| 20年連続表彰 | 印西獣友会 |
| 10年連続表彰 | 匝瑳獣友会 |
| 8年連続表彰 | 市川獣友会 |
| 5年連続表彰 | 香取東部獣友会 |
| 4年連続表彰 | 習志野八千代獣友会 柏獣友会 |
| 3年連続表彰 | 安房獣友会 |



議事

議長：瀧谷忠夫（柏獣友会）
 副議長：石橋清克（印西獣友会）
 議事録署名人：守屋靜男（匝瑳獣友会）
 藤崎昌之（佐倉獣友会）

上程した次の議案総て可決承認された。



- | | |
|-------|-------------------------|
| 議案第1号 | 令和4年度事業報告について |
| 議案第2号 | 令和4年度決算承認について (監査報告) |
| 議案第3号 | 役員の一部改選について |
| 議案第4号 | 令和5年度会費額決定について |
| 議案第5号 | 令和5年度事業計画案決定について |
| 議案第6号 | 令和5年度収支予算案承認について |
| 議案第7号 | 会運営費の一時借入承認について |

事

務

局

だ

よ

り

令和5年度千葉県獵友会事業計画

1. 狩猟道德の徹底

- (1) 総会、役員会、各種講習会及び指導通達等を通じて近代狩猟に必要な狩猟道德の高揚と会員の資質向上に努める。
- (2) 遵法、安全狩猟推進のため単獵事業に対する指導援助を行う



2. 事故防止事業

- (1) 事故防止指導及び広報活動の推進
- (2) 無事故無違反単獵の表彰
- (3) 事故防止射撃研修会及び残弾処理射撃大会の励行
- (4) 事故防止及び狩猟マナー向上のために行う安全狩猟射撃大会の援助
- (5) 県が行う狩猟に関する安全対策事業に協力

3. 鳥獣保護増殖事業

- (1) 行政が行う鳥獣保護事業に協力
- (2) 放鳥事業の推進（キジ、ヤマドリ令和5年10月中旬～令和6年3月上旬）
- (3) 鳥類の生息環境及び自然保護思想の高揚を図る

4. 有害鳥獣捕獲事業

- (1) 獲期中に行う有害鳥獣捕獲の奨励
- (2) 獲期外の有害鳥獣捕獲に対する責任ある協力
- (3) 県が行う調査及びそれに伴う事業に協力
- (4) 広域捕獲に伴う事業に協力
- (5) 獲銃による有害捕獲に従事する者に対する研修会の開催（令和6年1月～）

5. 認定鳥獣捕獲等事業者として指定管理鳥獣捕獲等事業に参加する

6. 千葉県射撃場指定管理運営

7. 狩猟免許関連事業

- (1) 狩猟免許更新の講習会及び狩猟免許試験に協力
- (2) 初心者狩猟免許試験準備のための講習会を開催し、優良ハンターの育成を図る

8. 狩猟者登録事業

- (1) 狩猟者登録申請手続及び返納事務（県内及び県外）
- (2) 県外登録者申請受付事務に協力

9. 狩猟事故共済事業及びハンター保険の加入、請求、給付事務

10. 千葉県証紙売り捌き事業

- 11. 大日本獵友会の行う事業に協力
- 12. 大日本獵友政治連盟の活動に協力
- 13. 獲銃用火薬類無許可譲受票の交付事務
- 14. 会報「県獵ニュース」を発行し、各種情報の提供と会員相互の親睦を図る

15. 射撃部斯道奨励事業

- (1) 令和5年度千葉県獵友会フィールド射撃大会
(令和5年6月3日（土）成田射撃場)
- (2) 第35回一都八県親睦R・S射撃大会県予選会
(令和5年7月2日（土）千葉県射撃場)
- (3) 第35回一都八県親睦R・S射撃大会
(令和5年9月2日（土）栃木県ライフル射撃場)
- (4) 第15回安全狩猟関東山静ブロック射撃大会
(令和5年9月16日（土）ニッコー栃木総合射撃場)
- (5) 第3回千葉県獵友会空気銃射撃会
(令和5年10月14日（土）千葉県射撃場)

16. 獣犬部斯道奨励事業

- (1) 令和5年度獣犬獵野競技会（令和6年4月上旬）

17. 主な会議等の開催

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和5年通常総会 (2) 令和5年度事務担当者会議 | <p style="text-align: right;">(令和5年7月28日（金） 京成ホテル・ミラマーレ)</p> <p style="text-align: right;">(令和5年8月 京成ホテル・ミラマーレ)</p> |
|--|---|

猟銃による有害捕獲基本方針（抜粋）

1 目的

この基本方針は、年々増加する農林水産物被害に対応して、猟友会組織が有害鳥獣の捕獲をもって社会的貢献をするとともに、有害捕獲の責任ある体制を整備し、安全対策を講ずることにより狩猟者の地位向上と狩猟の永続を図ることを目的とする。

2 対応方針

● 対象事業

この基本方針が対象とする事業は、市町村等から委託を受けて行う捕獲事業（調査捕獲等を含む）のうち、猟銃を使用するものとする。

● 事業の受託

(1) 事業を受託できる者

千葉県猟友会等の名称を冠して、市町村等から捕獲事業を受託できるのは、(一社)千葉県猟友会及び単位猟友会に限定する。

(2) 事業を受託しようとする者は、総合的な判断の下に市町村等と次の内容で事前協議を行い、その成立した事前協議の内容について(一社)千葉県猟友会の有害対策委員会の承認を受けたうえでなければ受託することができない。

- ①依頼先名 ⑦安全対策（地域住民への広報、協力体制の整備）
- ②実施地域 ⑧受託額
- ③捕獲許可の内容 ⑨保険等
- ④実施計画 ⑩事故等への対処方法
- ⑤従事者の名簿（単位猟友会の推薦書） ⑪その他
- ⑥捕獲対象（捕獲数、捕獲期間、対象地域）

● 実施体制

(1) 捕獲隊の設置

- 1) 捕獲隊は、単位猟友会に設置する。
- 2) 捕獲隊の代表者は、単位猟友会の会長が務めるものとする。また、従前からの捕獲隊のうち、単位猟友会の下部組織に設置されたものは、単位猟友会の下に改編するものとする。
- 3) 捕獲隊は、一つの単位猟友会に複数置くことができる。
- 4) 捕獲隊には、隊長を置くものとする。隊長は、捕獲隊を指揮監督し、捕獲隊を所掌する単位猟友会の指揮命令の下に活動する。
- 5) 捕獲隊の構成員（以下「捕獲隊員」という。）は、捕獲に当たる捕獲員と捕獲時に周囲の安全確認を任務とする監視員からなるものとする。

(2) 捕獲隊員の選任及び従事者としての推薦

- 1) 捕獲隊員は、単位猟友会の所管する地域に居住する者のうちから単位猟友会の会長が選任することを原則とする。なお、単位猟友会の支部等の下部組織（市町村単位）の区域内に居住する者を優先して選任することができる。
- 2) 単位猟友会の会長は、市町村等から捕獲を受託するときは、選任した捕獲隊員を従事者として推薦するものとする。

(3) 捕獲隊員の選任要件

- 1) 単位猟友会の会員であり、千葉県猟友会の指定する保険に加入している者であること。

- 2) 心身が健全であり、捕獲に従事することができる者であること。
- 3) 社会通念上、捕獲に従事することができる年齢であること。
- 4) 当該地区を所管する単位猟友会員でない者は、その帰属する単位猟友会長の推薦を得た者であること。
- 5) 選任前3年以内に、狩猟事故、鳥獣保護法違反がないこと。
- 6) 捕獲隊の趣旨に同意し、捕獲隊員としての規律を遵守できる者であること。
- 7) 捕獲隊員として出動ができる者であること。
- 8) (一社)千葉県猟友会が実施する研修会（講習会、実射訓練等）を履修した者及び履修を予定する者であること。

- 9) その他、単位猟友会長が必要と認めた事項。
- 捕獲隊の出動時の留意事項
- 1) 単位猟友会長は、あらかじめ選任された捕獲隊員を出動させる。
 - 2) 安全対策（広報等）の徹底を確認する。
 - 3) 捕獲事業は、委託者からの出動要請及び実施計画に基づき実施する。
 - 4) 捕獲は委託者の立ち合いを求めて実施することを基本とする。
 - 5) 連絡事項等の徹底を図り、安全な捕獲を実施する。

(4) 報告等

- 1) 捕獲隊の隊長は、捕獲事業に関する活動状況を記録し、保管しなければならない。また、その記録は捕獲事業終了後に、単位猟友会の会長に提出しなければならない。なお、捕獲事業中に事故、違法行為、モラルに反する行為等の情報が寄せられた場合、隊長は単位猟友会長に速やかに報告しなければならない。
- 2) 単位猟友会長は、各捕獲事業が終了したときは、速やかに(一社)千葉県猟友会長に記録等を提出しなければならない。

(5) (一社)千葉県猟友会の行う研修会

- (目的) 銃猟の安全対策を内容とする研修を行う。
- (研修内容)

- ①鳥獣保護法・銃刀法等の法規関係について
- ②猟銃並びに火薬類等の取り扱いについて
- ③捕獲対象物について
- ④銃猟における安全対策について
- ⑤猟銃の取り扱い及び実射訓練について
- ⑥その他、必要な事項について

(研修会場)

千葉県射撃場を主たる会場とする。

この基本方針は、平成21年12月1日から施行する。
(一社)千葉県猟友会



射 撃 • 獣 大 だ よ り

令和5年度千葉県獵友会フィールド射撃大会成績表

令和5年6月3日(土) 成田射撃場において、23単獵171名の選手が出場して行われました。結果は次のとおりでした。

団体の部

| | | |
|------|---------|-----------|
| 優勝 | 佐倉獵友会 | (得点 424点) |
| 準優勝 | 印西獵友会 | (得点 397点) |
| 第3位 | 君津獵友会 | (得点 389点) |
| 第4位 | 千葉市獵友会 | (得点 364点) |
| 第5位 | 市原市獵友会 | (得点 354点) |
| 第6位 | 柏獵友会 | (得点 351点) |
| 第7位 | 東葛飾郡獵友会 | (得点 351点) |
| 第8位 | 長生郡市獵友会 | (得点 351点) |
| 第9位 | 夷隅郡市獵友会 | (得点 330点) |
| 第10位 | 木更津獵友会 | (得点 315点) |

個人の部

| Aクラス | 優勝 | 嶋田 豊 | (銚海獵友会) |
|---------|-----|-------|-----------|
| | 準優勝 | 佐久間淳二 | (安房獵友会) |
| | 第3位 | 緑川 明人 | (成田獵友会) |
| Bクラス | 優勝 | 米井 新一 | (印西獵友会) |
| | 準優勝 | 勝田 秀一 | (柏獵友会) |
| | 第3位 | 伊藤 幸輝 | (銚海獵友会) |
| Cクラス | 優勝 | 藤崎 昌之 | (佐倉獵友会) |
| | 準優勝 | 吉田 松衛 | (東葛飾郡獵友会) |
| | 第3位 | 石橋 清克 | (印西獵友会) |
| レディース部門 | | | |
| | 優勝 | 結城八重子 | (柏獵友会) |
| | 準優勝 | 山口 幸子 | (船橋獵友会) |
| | 第3位 | 佐藤 順子 | (夷隅郡市獵友会) |

第15回安全狩獵関東山静ブロック射撃大会

令和5年9月16日(土) 埼玉県が開催県となりニッコー栃木綜合射撃場において行われ、本県からは次の方々が出場されました。

| | | | |
|-------|-------|-------|----------|
| 派遣選手団 | 監督 | 藤崎 昌之 | (佐倉獵友会) |
| | Aクラス | 佐久間淳二 | (安房獵友会) |
| | | 緑川 明人 | (成田獵友会) |
| | | 杉澤 輝 | (千葉市獵友会) |
| | Bクラス | 米井 新一 | (印西獵友会) |
| | | 勝田 秀一 | (柏獵友会) |
| | | 伊藤 幸輝 | (銚海獵友会) |
| | レディース | 結城八重子 | (柏獵友会) |
| | | 山口 幸子 | (船橋獵友会) |

成績は次の通りです。

団体の部 千葉県獵友会・493点(第3位)

個人の部

| | | | |
|-------|-----|-------|---------|
| Bクラス | 準優勝 | 米井 新一 | (印西獵友会) |
| レディース | 準優勝 | 結城八重子 | (柏獵友会) |



第35回一都八県親睦R・S射撃大会県予選会

令和5年7月1日(土) 千葉県射撃場において本県代表を目指して、ライフルの部: 12単獵26名、スラグの部: 11単獵26名が出席。その成績は次のとおりでした。

| | |
|---------------|----------------|
| ○ライフルの部 | ○スラグの部 |
| 優勝 寺井 泰二(銚海) | 優勝 市川 志郎(木更津) |
| 準優勝 玉川 泰宏(君津) | 準優勝 山本 隆志(船橋) |
| 第3位 勝田 秀一(柏) | 第3位 林 義孝(長生郡市) |

第35回一都八県親睦R・S射撃大会

令和5年9月2日(土) 栃木県獵友会が当番県となり、栃木ライフル射撃場において開催され、成績は次のとおりでした。

| | |
|------------------|---------------|
| 監督 大矢 新市(香取郡獵友会) | 勝田 秀一(柏獵友会) |
| 派遣選手 ライフルの部 | 演野 裕介(君津獵友会) |
| | スラグの部 |
| | 林 義孝(長生郡市獵友会) |
| | 今田 啓之(君津獵友会) |

| | |
|-----------|-----------------|
| ○団体総合 | 第6位 千葉県獵友会 641点 |
| ○団体ライフル部門 | 第7位 千葉県獵友会 237点 |
| ○団体スラグ部門 | 第4位 千葉県獵友会 407点 |



令和4年度獵犬獵野競技会

令和5年4月2日(日) 皆様のご協力により、千葉県射撃場敷地内において開催、14単獵37頭が出場しました。その成績は次のとおりでした。

| | |
|------|-----------------------|
| 団体の部 | 優勝 船橋獵友会 (得点 240点) |
| | 準優勝 安房獵友会 (得点 180点) |
| | 第3位 東葛飾郡獵友会 (得点 150点) |

| | |
|----------|---|
| 個人の部(若犬) | 優勝 チバホリエ・グラウス・ケリー 小原 健一(安房獵友会) |
| | 準優勝 レファンタ・ボイ・タラザキサイトウ 円谷 正志(東葛飾郡獵友会) |
| | 第3位 ガーデンフィールド・ナオミ・タラザキサイトウ 千島 賢司(東金地区獵友会) |
| | |

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 個人の部(成犬) | 優勝 チバホリエ・アイムズ・エス 小原 健一(安房獵友会) |
| | 準優勝 Kワダ・グラウス・ブルース 櫻井 賢一(市川獵友会) |
| | 第3位 メリーズ・チャイルド・ギャラクシー・エモ 山本 達雄(佐倉獵友会) |



射 撃 場 だ よ り

千葉県射撃場ご利用案内

休業日 毎週火曜日（但し、祝日等の場合は翌日）
年末年始 12月29日～1月3日

利用時間 午前9時～午後5時
 (12・1・2月は午後4時まで)
 ※時間外の使用はできません

利用施設 100m 静的
 50m 静的・動的
 ○使用銃種 ライフル銃(10.5mm以下)
 散弾銃(12番口径以下)
 空気銃(8.0mm以下)

使用料金 共同使用(個人)
 1射座(2時間まで) 1,860円
 超過料金 1時間につき 930円
 専用使用(団体)
 1射面(2時間まで) 9,300円
 超過料金 2時間ごとに 9,300円
 標的紙代 静的紙 1枚200円
 動的紙 1組800円



○詳細はホームページをご覧いただけます。お問い合わせください。



住 所 市原市古敷谷2620

☎ 0436-98-0314

圏央道市原鶴舞インターより10分

ホームページ開設中

検索は「千葉県射撃場トップページ」で (^_-)-☆

狩獵者登録証の返納はお早めに！

有効期間満了後30日以内です。（事務局返納は25日以内）
必ず期日内に返納してください。

ベスト・帽子の着用は忘れずに！

会員新規加入者については大日本猟友会より全員にベスト・帽子が無償配布されます。
その後の紛失・汚濁等については有償交換となり、会員以外の方には有償・無償を問わず配布しません。

事故報告は1か月以内に！

万一、狩猟中、有害捕獲中に事故・ケガをした場合、必ず単位猟友会事務局を通じて県猟友会事務局へ報告して下さい。1か月以内に報告しないと、保険がおりない場合があります。

犬の管理について

毎年、狩猟期間及び猟期以外に猟犬にかみつかれケガをする事故等事故報告が後を絶ちません。飼い主の方は管理を徹底してください。
また、猟期終了後に山に愛犬を置き去りにする方がおります。どうぞ最後まで面倒を見てあげてください。猟期中に愛犬が迷子になった場合、連絡できる住所・電話番号等がわかる首輪をつけるようにしましょう。

千葉県射撃場

〒290-0258 市原市古敷谷2620
TEL 0436-98-0314
FAX 0436-98-0211

大日本猟友会

〒120-0073 東京都千代田区九段北3-2-11
TEL 03-3234-8080

関係課及び地域振興事務所

県自然保護課
葛南地域振興事務所
東葛飾地域振興事務所
印旛地域振興事務所
香取地域振興事務所
海匝地域振興事務所
山武地域振興事務所
長生地域振興事務所
夷隅地域振興事務所
安房地域振興事務所
君津地域振興事務所

千葉市中央区市場町1-1
船橋市本町1-3-1 フェイス7階
松戸市小根本7
佐倉市鎌木仲田町8-1
香取市佐原イ92-11
旭市ニ1997-1
東金市東新宿1-11
茂原市茂原1102-1
夷隅郡大多喜町猿稻14
館山市北条402-1
木更津市貝渕3-13-34

043-223-2972
047-424-8092
047-361-4048
043-483-1447
0478-54-7505
0479-64-2825
0475-55-3862
0475-26-6731
0470-82-2451
0470-22-7111
0438-23-2285